一六〇　賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第十七条第一項第七号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する金融機関の一部を改正する件　三一　73　一五五

一六一　平成二十七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額　三一　73　一五五

一六二　平成二十八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件　三一　73　一五五

一六三　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件　三一　73　一五六

一六四　平成二十八年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件　三一　73　一五六

一六五　介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件　三一　73　一五六

一六六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件　三一　73　一九六

一六七　平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件　三一　73　一九七

一六八　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示　三一　73　一九七

一六九　平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号の一部を改正する件　三一　73　一九八

一七〇　雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　三一　73　一九八

一七一　国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件　三一　特13　五七九

一七二　国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件　三一　特13　五八〇

一七三　国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件　三一　特13　五八一

一七四　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件　三一　特13　五八一

一七五　平成二十八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率　三一　特13　五八一

一七六　生活保護法による保護の基準の一部を改正する件　三一　特13　五八一

一七七　職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を定める件　三一　特13　五八一

一七八　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等　三一　特13　五八四

一七九　厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件　三一　特13　五八五

一八〇　施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務　三一　特13　五八六

一八一　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を定める件　三一　特13　五八七

一八二　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件　三一　特13　五八七

一八三　社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示　三一　特14　二三

一八四　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件　三一　特14　二三

一八五　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件　三一　特14　二三

一八六　健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程

〇厚生労働省、農林水産省

ニ　独立行政法人農業者年金基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた同法第十条第一項第三号の厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定する者を指定する等の件の一部を改正する件　二八　69　五三

〇厚生労働省、経済産業省、環境省

一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件　二四　66　四五

ニ　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消す件　二八　六